## 「国の責任による福島県の19歳以上の甲状腺に係わる医療費無料化要請書」に 替同をお願いします。 周囲に替同を広げてください。

賛同は、個人および団体です。 - 2015年3月31日を第六次集約とします。

## 国の責任による福島県の19歳以上の甲状腺に係わる医療費無料化の運動の意義

福島県の「県民健康管理調査(4月1日から県民健康調査に改称)」による、福島原発事故発災当時18歳以下であった福島県民を対象とする、甲状腺検査で判明した甲状腺に生じているさまざまな症状・所見は福島原発事故の放射線被ばくと関係がないとは断言できず、その医療保障は被災者にとって切実な問題です。

19 歳以上になると福島県の子育て支援事業として実施されている 18 歳以下医療費支援の対象外となり、甲状腺に係わる医療費を自己負担せざるをえない事態となっています。今後自己負担となる住民が増えていきます。私たちは早急な「国の責任による福島県の 19 歳以上の甲状腺に係わる医療費無料化」を求めます。私たち8団体は、被曝労働者を含む被災者への「国の責任による健康手帳交付・健康と生活の保障」を、対政府交渉を軸として政府に求めてきました。それに留まらず、浪江・双葉から始まった「健康手帳交付と被爆者援護法に準じた法整備」要求を支持し、「国の責任による福島原発事故被災者・被ばく労働者の生涯にわたる健康・医療の保障と手当の支給の法整備」を求める全国運動を検討・準備してきました。

今回の運動は、事故被災者に連帯し、現に生じて 19 歳以上の甲状腺医療費の自己負担を国の責任で解消させ、国の責任による「福島県民全員の生涯にわたる医療保障」、さらには、私たちが検討・準備してきた上記の全国運動の基礎・突破口と位置づけられます。「要請書」への賛同を全国に拡大し、それを背景に政府に「国の責任による福島県の 19 歳以上の甲状腺に係わる医療費無料化」を迫っていきましょう。

## 経過と進め方(下記の要領で進めていきますのでご協力をお願いします。ご意見をお寄せください。)

- ・2011年9月、8団体との交渉で、政府は「原子力事故被災者の健康確保について、最後の最後まで、国が 前面に立ち責任を持って対応してまいる所存です」と文書回答した。
- ・それにもかかわらず、政府は、福島原発事故の医療保障を認めず、次のような県任せ・被災者自己負担を 押し付けている。

①国の交付金と東電の支出金を基金として、福島県の事業として実施されている「県民健康調査」は、不安解消を目的とし、「医療保障」を含まない。そのため、甲状腺第2次検査の範ちゅうで実施された「細胞診」の費用は「調査費用」扱いだが、それ以降は保険医療扱いとなる。また、甲状腺がんの手術とそれ以降の医療は「調査」ではないために、保険医療扱いとなる。

- ②福島県の18歳以下医療費支援事業は原発事故の医療保障ではなく、子育て支援事業の一環として行われている。
- ・2014年2月14日の交渉で環境省は、19歳以上となった住民は通常診療費用を個人負担せざるを得ない実態を認めなかった。
- ・4月9日、8団体の呼びかけとする表記の要請書を作成し、広く賛同を募る取り組みを開始した。
- ・6月10日、団体70、個人2282名の賛同を添えて、要請書及び別紙の環境省の専門家会議の議題とし、会議資料として要請書を全委員に配布することを求める文書を提出し、環境省・復興庁交渉を行った。
- ・環境省は、「甲状腺にかかわる医療費の個人負担が生じており、今後該当者が増える」と認めたが、「要望は持ち帰り共有するが検討するとは確約できない」、「要請書を専門家会議の会議資料とすることはできない」と表記の「甲状腺医療費無料化」を具体的に検討する姿勢を示さなかった。
- ・2015 年 1 月 26 日、第 5 次集約 9,0871 筆の提出と政府交渉を行い、「県の要望に沿って予算を検討している。」(環境省)、「手術を受けた方とかは支援していくことになると思う。」(復興庁)などの前進した回答を引き出した。署名の全国的な広がりと福島県の「緊急要望」がこの成果の要因となっている。

## 引き続き、要請書の賛同を募り、運動の力で、経過観察で通常診療に移行する人を含めて、 福島県の19歳以上の甲状腺医療費無料化を確実なものにしましょう。

2015年2月16日

脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、全国被爆二世 団体連絡協議会、反原子力茨城共同行動、原発はごめんだ!ヒロシマ市民の会、ヒバク反対キャンペーン